ごみの出し方に関する注意

　ごみの出し方について厳守して頂きたい事項を下記のとおり明記致しました。
ごみのトラブルは入居者様各位のみならず、清掃局及び近隣の住民の皆様にご迷惑をかける要因になりかねますので、ご精読の上ご署名・ご捺印よろしくお願い申し上げます。

１．　ごみは､指定された収集場所に出して下さい。
　　廊下等共有部分には絶対に置かないで下さい。他の入居者の迷惑になるばかりではなく美観上も好ましくありません。

２．　ごみは､管轄の清掃事務所が指定した日に出して下さい。

３．　ごみは､収集日の朝､管轄の清掃事務所が指定した時間までに出して下さい。
　　前日の夜に出されますと､カラス､ネコ等がごみ袋を漁り収集場所にごみが散乱してしまいます。又､当日収集した後に出されますと次の収集日まで残ってしまいます。

４．　ごみは､管轄の清掃事務所が指定した分別をした上で出して下さい。

５．　ご不明な点は契約書に記載されております管轄の清掃事務所にご確認の上ご対処下さい。

６．　本誓約書に違反した場合、管理会社（管理人）が入居者の出したゴミ袋を違反者特定のために開封することがあります。この場合、入居者の方から開封に対し、一切異議を述べられないものとします。

誓　　約　　書

　私は、上記注意事項を理解し遵守することを誓約いたします。又、一度でも守れなかった場合は、賃貸借契約を解除されても異議なきものとし、以後一切異議申立てしないことを確約致します。

年　　月　　日

物件名　　シェアラ駒沢　　号

入居者　　印

賃 貸 人　　和泉保全有限会社　　殿